

第1章 計画の策定にあたって

1 - 1 計画策定の背景

我が国では、戦後の復興期や高度経済成長期の人口増加と経済発展に伴う大都市圏への人口集中による住宅戸数の絶対的な不足を解消することを主眼とした「住宅建設計画法」に基づいて住宅政策が展開されてきました。その結果、昭和40年代には住宅総数が世帯総数を上回ることとなり、その後の住宅政策は、社会構造や家族構成の変化、住宅に対する価値観の多様化に伴って、量から質へと転換が図られました。

こうした中、本格的な人口減少社会、少子高齢社会の到来や、地球温暖化、資源やエネルギー問題の深刻化など、住宅政策を取り巻く環境は大きく変化し、国は平成18年6月に、安心して暮らすことのできる居住の安定の確保を図るとともに、より良質な住宅、良好な居住環境の形成を通じて豊かな住生活の実現を図ることを目的とした「住生活基本法」を制定しました。

「住生活」とは、国民生活の三要素である「衣食住」の「住」にかかるものですが、住宅そのものだけではなく、災害に対する安全性、地域コミュニティの形成や景観など地域における住環境の形成、福祉サービスなどの暮らしにかかわるさまざまな要素を含んでいます。

この法律の制定により、今後の住宅政策は、良質な住宅ストックの形成と将来世代への継承、国民の多様な居住ニーズに対応した住宅市場の環境整備、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定確保等、良質な住宅と住環境を創出するとともに、消費者のニーズに合った住宅を供給することができる住宅市場の提供を目指すこととなりました。

本市では、平成9年3月に総合的な住宅施策に関する計画として「所沢市住宅マスタープラン」を策定し、住宅建設だけではなく、まちづくりや人口定着、生活環境の整備などのさまざまな住宅施策を推進してきましたが、前述のように策定当時とは社会状況等が大きく変化し、多様な課題に対応していくことが求められており、今後は「住生活基本法」に則した住宅政策を地域の独自性を踏まえて展開していく必要があります。

こうしたことから、本市の住宅を取り巻く社会環境の変化に適切に対応していくために、ここに「所沢市住生活基本計画」を定めるものです。



市役所屋上から中心市街地を望む

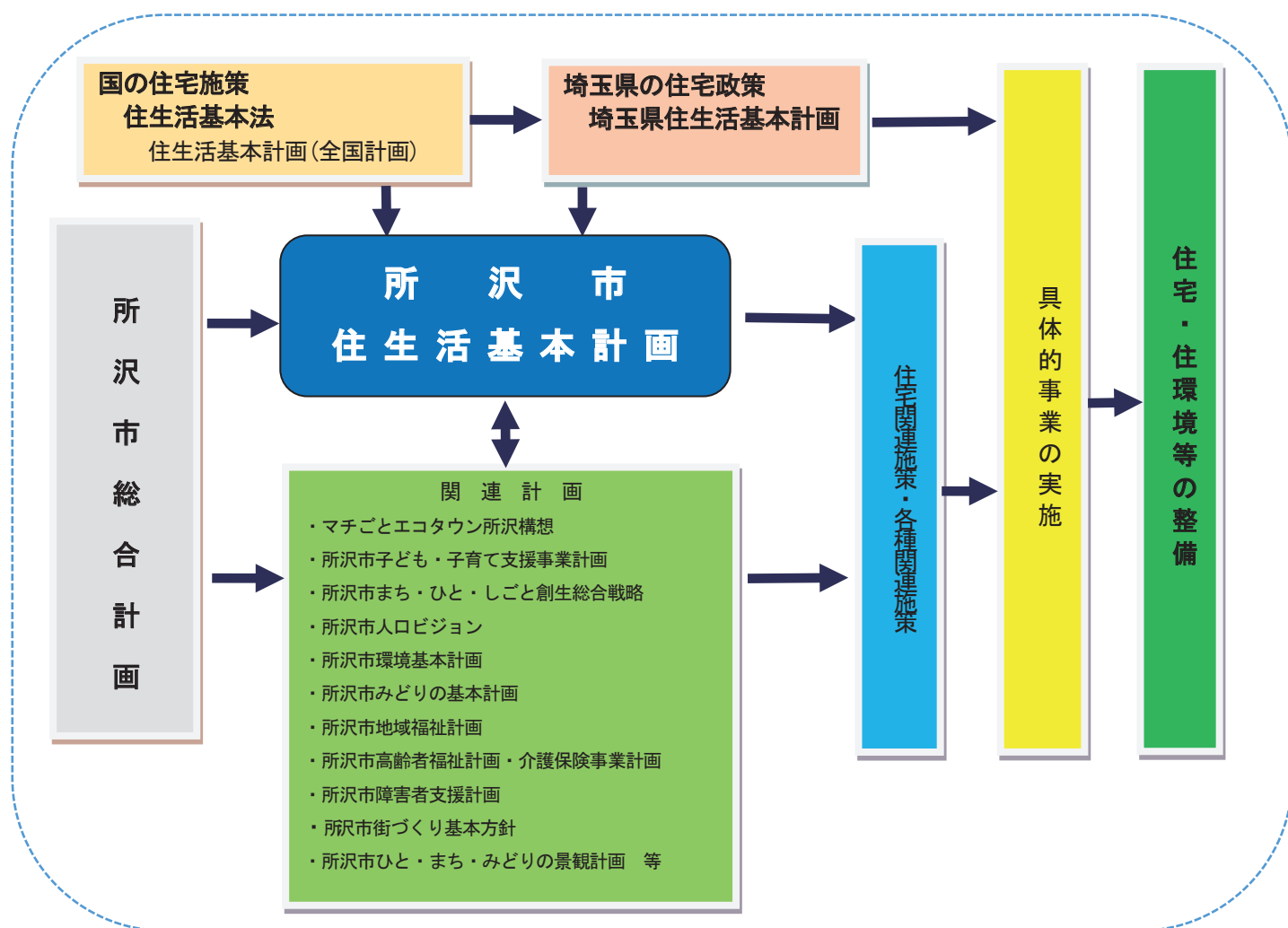
1 - 2 計画の目的

本計画は、市民の住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本方針を定め、所沢市の住宅政策の目標を明らかにしつつ取り組んでいくことを目的としています。

1 - 3 計画の位置づけ

本計画は、「所沢市総合計画」を上位計画として策定します。また、「住生活基本法」に基づく国の「全国計画」、「埼玉県住生活基本計画」の内容を踏まえ、基本的な部分の整合を図るとともに、本市が策定した関連計画における住生活に関する施策、事業との整合性の確保・連携を図りながら定めるものです。

【 所沢市住生活基本計画の位置付け 】



1 - 4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までの10年間とします。なお、今後の社会経済状況の変化や、国及び埼玉県の住宅政策の動向、関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。